

議 事（４）

地域内フィーダー系統に係る地域公共交通確保維持計画の
認定について

令和5年6月26日

(名称) 登別市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>登別温泉地区における登別温泉から足湯入口の区間については観光のみならず、住民の通勤や私用での利用もされている。</p> <p>しかしながら、既存の路線バスは歩行者が多く、運行が難しいことから商店街内を走っておらず、買い物や通勤先に直接公共交通でアクセスができない状態にあり、住民に不便を強いている状況にある。</p> <p>加えて、令和4年に行ったアンケート調査において「坂道を歩くのが大変」「自宅とバスターミナル、勤務先とのアクセスが不便」「通期・帰宅時の公共交通の便が悪い」等、具体的な住民の声が得られており、これらを解消した生活に不可欠な交通手段を導入する必要がある。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により、極楽通商店街を通ることができる新たな交通手段（グリーンスローモビリティ）を導入することで、住居・職場とバスターミナル、JR駅や広域交通を結ぶ、安全で安心な生活交通を確保・存続させていくことが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンスローモビリティの利用者数を平日1便当たり4.2人とする。 ・グリーンスローモビリティの収支率を60%とする。 ・グリーンスローモビリティに係る市の支出額を135万円とする。 <p>(登別市公共交通計画 P61-64 参照)</p>
(2) 事業の効果
<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンスローモビリティを運行・維持することにより、登別温泉地区の高齢者、通勤者、通学者の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。 ・また、当地区は道内でも有数の観光地であるため、乗車制限を設けないことで副次的に観光振興、生活交通の持続にもつながる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な公共交通体系構築のための路線の見直し（道南バス登別温泉ターミナルでのバスとの接続性の確保など）（行政、関係団体、事業者） ・高齢者をはじめ各世代に対応した利用促進の実施（登別市、事業者、企業） ・ICT技術等を活用した利便性の高い公共交通サービスの提供（グリーンスローモビリティのバスケーションシステムの導入、デジタルサイネージのコンテンツ作成・施設への設置、Webサイトによる総合的な情報提供など）（登別市、事業者） ・観光客に対する公共交通支援（登別市、事業者、商店街） <p>(登別市公共交通計画 P55-60 参照)</p>

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
・表1を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
・地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る「グリーンスローモビリティ」について、その運行に係る費用総額のうち、登別市から（一社）登別国際観光コンベンション協会の補助金額については、運行収入および国庫補助金、サポーター制度による寄付金（一部）を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数については運行主体の事業者の利用実績報告を基に検証を実施 ・市負担額については市の歳出実績データ等に基づき取りまとめ、検証を実施 ・収支率については、運行主体の事業者保有の収入及び運行委託費を基にとりまとめ、検証を実施
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの 運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及 びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
・表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし

(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【 <u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【 <u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
① 車両の代替による費用削減等の内容 ※該当なし
② 代替車両を活用した利用促進策 ※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【 <u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u> 】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

【令和元年度】

- ・令和2年1月23日開催（令和元年度第一回） 協議会の設立、登別市の公共交通に関する課題整理について議論

【令和2年度】

- ・令和2年8月27日開催（令和2年度第一回） アンケート調査結果の共有、公共交通ロードマップの共有
- ・令和3年2月24日開催（令和2年度第二回） 公共交通の課題と今後の対応について議論、登別温泉地域における新モビリティ運行について議論、将来的に移動が困難となる市民の分析、バスロケーションシステムについて共有

【令和3年度】

- ・令和3年10月5日開催（令和3年度第一回） 地域公共交通計画案の検討、グリーンスローモビリティについての説明、バスロケーションシステムの周知について共有
- ・令和3年12月24日開催（令和3年度第二回） 登別温泉—カルルス間の実証運行について議論
- ・令和4年3月15日開催（令和3年度第三回） 地域公共交通計画案、概要版について議論・合意

【令和4年度】

- ・令和5年1月19日開催（令和4年度第一回） グリーンスローモビリティの事業内容について議論、バスの乗り方教室について議論、公共交通事業者燃料価格高騰対策事業について議論
- ・令和5年2月16日開催（令和4年度第二回） 費用負担、グリーンスローモビリティに係る地域公共交通計画の変更について議論、全ての構成員から合意を得られた。

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・令和4年度に実施した「住民ニーズアンケート調査」により、移動ニーズ・利用意向を把握した。
- ・ホテルや旅館オーナーへの聞き取り調査により、従業員の通勤の状況や移動ニーズについて把握した

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 北海道登別市中央町6丁目11番地
(所 属) 市民生活部市民協働グループ
(氏 名) 北出 怜
(電 話) 0143-85-2139
(e-mail) kyodo@city.noboribetsu.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。